

◇消費生活用製品（主として一般消費者の生活の用に供される製品） を取り扱う事業を行う前に・・・

①特定製品（※）に該当するかご確認ください！

（※）消費生活用製品安全法に規定する特定製品（12品目）

1	家庭用の圧力なべ及び圧力がま
2	乗車用ヘルメット
3	乳幼児用ベッド
4	登山用ロープ
5	携帯用レーザー応用装置
6	浴槽用温水循環器
7	石油給湯機
8	石油ふろがま
9	石油ストーブ
10	ライター
11	磁石製娯楽用品
12	吸水性合成樹脂製玩具

※特定製品のうち特定特別製品（4品目）

※「特定製品（特別特定製品）」には品目ごとに対象となる範囲が決められています。詳細は「消費生活用製品安全法施行令別表第1」、「消費生活用製品安全法施行令別表第2」及び「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」をご確認ください。

参考（経済産業省ホームページ）

[経済産業省ホームページ▶消費生活用製品安全法▶対象製品例](#)

- ▶ 消費生活用製品安全法に規定する特定用品に該当する場合
→消費生活用製品安全法の規制対象になります。
あわせて、特別特定製品に該当するかご確認ください。
続けて、②についてご確認ください。
- ▶ 消費生活用製品安全法に規定する特定用品に該当しない場合
→消費生活用製品安全法の規制対象になります。
重大製品事故が発生した場合、消費者庁に報告しなければなりません。
【消費生活用製品安全法第35条】

◇消費生活用製品（主として一般消費者の生活の用に供される製品） を取り扱う事業を行う前に・・・（続き）

②事業行為（※）をご確認ください！

（※）

製造：特定製品を完成させる行為

輸入：特定製品を国内に移送する行為

販売：対価を受けることを条件として、特定製品を他に譲り渡す行為

- 製造事業又は輸入事業に該当する場合
→消費生活用製品安全法の規制対象になります。
詳細は次ページをご確認ください。
- 販売事業に該当する場合
→消費生活用製品安全法の規制対象になります。
消費生活用製品安全法に規定する表示が付されていることを確認し、取り扱う特定製品について販売又は販売の目的で陳列してください。
【消費生活用製品安全法第4条】

（参考：特定製品及び特別特定製品の範囲）



◇特定製品（特別特定製品）に対する規制

①流通前規制

<消費生活用製品安全法関係手続フロー図>

基準適合義務等①

- ・【消費生活用製品安全法第11条】
- ・当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその賠償を行う場合に備えてとるべき措置が経済産業省令で定める基準に適合（第3項）

事業の届出

- ・【消費生活用製品安全法第6条】
- ・特定製品の区分ごとに経済産業大臣に届出
- ・承継／変更／廃止があったときは遅滞なく届出【消費生活用製品安全法第7条～第9条】

基準適合義務等②

- ・【消費生活用製品安全法第11条】
- ・経済産業省令で定める技術基準に適合（第1項）
- ・経済産業省令で定める検査を行い、検査記録を作成し、保存（第2項）

適合性検査

- ・【消費生活用製品安全法第12条】
- ・特別特定製品に該当する場合のみ
- ・登録検査機関による適合性検査を受け、証明書の交付を受け、保存

表示

- ・【消費生活用製品安全法第13条】
- ・「事業の届出」「基準適合義務等」「適合性検査（特定特別製品に該当する場合のみ）」を履行したときは、経済産業省令で定める方式による表示を付すことができる

販売の制限

- ・【消費生活用製品安全法第4条】
- ・各事業（製造／輸入／販売）共通
- ・表示が付されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない

※そのほか以下の規制があります

- 罰則【消費生活用製品安全法第58条～第61条】

②流通後規制（詳細は該当する条文をご確認ください）

- 報告の徴収【消費生活用製品安全法第40条】
- 立入検査【消費生活用製品安全法第41条】
- 消費生活用製品の提出【消費生活用製品安全法第42条】
- 改善命令【消費生活用製品安全法第14条】
- 表示の禁止【消費生活用製品安全法第15条】
- 危害防止命令【消費生活用製品安全法第32条】
- 罰則【消費生活用製品安全法第58条～第61条】

◇消費生活用製品に対するその他規制

○重大製品事故報告・公表制度（※）

（※）対象：消費生活用製品

- 消費者庁への報告等【消費生活用製品安全法第35条】
- 消費者庁による公表【消費生活用製品安全法第36条】
- 体制整備命令【消費生活用製品安全法第37条】
- 危害防止命令【消費生活用製品安全法第39条】

○長期使用製品安全点検制度（※）

（※）対象：特定保守製品（石油給湯器、石油ふろがま）

- 事業の届出【消費生活用製品安全法第32条の2】
- 点検期間等の設定【消費生活用製品安全法第32条の3】
- 製品への表示等【消費生活用製品安全法第32条の4】
- 所有者情報の利用目的等の公表【消費生活用製品安全法第32条の9】
- 利用目的の制限【消費生活用製品安全法第32条の10】
- 所有者名簿等【消費生活用製品安全法第32条の11】
- 点検その他の保守に関する事項の通知【消費生活用製品安全法第32条の12】
- 所有者情報の管理【消費生活用製品安全法第32条の13】
- 点検実施義務【消費生活用製品安全法第32条の15】
- 改善命令【消費生活用製品安全法第32条の16】
- 特定製造事業者等による点検その他の保守の体制の整備【消費生活用製品安全法第32条の19】
- 勧告及び命令【消費生活用製品安全法第32条の20】

◇リンク集

【法令・通達】

- [消費生活用製品安全法](#)
- [消費生活用製品安全法施行令](#)
- [経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令](#)
- [経済産業省関係特定保守製品に関する省令](#)
- [消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令](#)
- [消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（通達）](#)
- [消費生活要請頻用による事故等に関する情報提供の要請について（通達）](#)

【参考：経済産業省ホームページ】

- [経済産業省ホームページ▶消費生活用製品安全法▶消費生活用製品安全法の概要](#)
- [経済産業省ホームページ▶消費生活用製品安全法▶届出・申請・検査機関](#)
※法令業務実施ガイド、保安ネット、届出・申請等様式、登録検査機関
- [経済産業省ホームページ▶消費生活用製品安全法▶トピックス](#)
- [経済産業省ホームページ▶事業者のみなさまへ▶製品事故情報報告・公表制度の概要](#)
- [経済産業省ホームページ▶消費生活用製品安全法▶長期使用製品安全点検・表示制度](#)